

現場説明書

- 1 工事名称 スtockヤード建設工事
- 2 工事場所 阿久根市多田 3771 番地 1
- 3 工事内容

名	称	当該工事	別途工事	備 考
1	建築工事	○		
2	電気設備工事	○		屋外電気設備工事は別途工事
3	給排水衛生設備工事	○		屋外給水設備工事は別途工事
4	外構工事		○	
5	その他設計図書及び現説に示す範囲	○		

- 4 工事期間 着 手 契約日以降
完 成 令和 7 年 11 月 28 日まで

- 5 支払条件 北薩広域行政事務組合財務規則による。

- 6 質疑回答

入札に係る質疑事項がある場合は、文書にて総務課施設整備係へ問い合わせること。

- 7 設計内訳明細書（数量表及び見積採用価格）を入札見積りの参考資料として公開する。

記載の数量は「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」による**設計数量、計画数量又は所要数量**となっており、実際の施工に必要な数量と合わないことがあるので十分注意すること。また、見積採用単価については、実取引価格を各自で確認した上で入札見積を行うこと。

入札見積り時や工事着手前に、入念に精査した上で、疑義があれば、質疑書などにより、早期の解消に努めること。

- 8 「週休 2 日」試行工事について

- (1) 本工事は、「週休 2 日」試行工事の対象である。
- (2) 試行に当たっては、『「週休 2 日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。
- (3) 実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。

9 「快適トイレ」設置について

- (1) 本工事は、「快適トイレ」設置の試行工事の対象である。
- (2) 施行に当たっては、『阿久根市の建設現場における「快適トイレ」設置の施行要領』に基づき行うものとする。
- (3) 施行要領は阿久根市ホームページから取得できる。

10 落札者の遵守事項

- (1) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の普及徹底について
 - ① 建設業者は、特殊法人・建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合（以下「組合」という。）に加入するとともに、その建退共の対象となる労務者について、証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付すること。
 - ② 工事を受注した建設業者は、組合の発注者用掛金収納書を契約締結後、工程表と共に提出すること。
 - ③ 建設業者が、下請け契約を締結する際は、下請け業者に対してこの制度の趣旨を説明し、必要な建退共の証紙を現物交付すること。
 - ④ 下請け業者の規模が小さく、管理事務の処理の面で、万全で無い場合は元請業者に組合加入手続き及び組合関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者は、積極的に受託するようにすること。
 - ⑤ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」である旨の標識を現場に掲示すること。
- (2) 建設工事請負契約書標準書式第 10 条による現場代理人等選任（変更）通知書に監理技術者資格証等の写しを添付すること。
- (3) 工事实績情報として「工事カルテ」を作成する必要がある場合には、「カルテ」を作成後、監督職員に提出し、承諾を受けた後に（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録するとともに、登録結果を監督職員に報告する。
- (4) 工事用仮設電力、工事用水、工事用電話、工事用事務所は業者負担とし、本工事には、本工事に関連する工事の完了引渡日が属する月の電気料及び水道料（基本料金を含む）を含むものとする。
- (5) 契約後、速やかに実施工程表を提出し承諾を受けると共に、毎月 20 日までに月末見込の工事出来高報告書（県指定様式）を提出すること。
- (6) 敷地内運搬路、作業場等は、工事完成後原形に復し、検査を受けること。
- (7) 工事に支障を生じる地中埋設物又は架線等の移設復旧は、原則、本工事に含むものとする。
なお、仮囲い、矢板打込み及び基礎根切り等においては、事前に地中埋設物の確認を行い十分に注意しながら作業を行うこと。
- (8) 再生資源の使用に努めること。（再生クラッシャーラン等）
- (9) 養生はリサイクルボードをなるべく活用すること。
- (10) 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底については、国土交通省土地・建設産業局長通知（H29.12.1 付国土建推第 27 号）によること。
- (11) 工事の着手は、監督職員と作業日程や安全面での打合せを十分に行い、総合仮設計画を作成し、承諾を得てから行うこと。
- (12) 国土交通省が定めた写真管理基準を満たした電子媒体による写真とすること。

- (13) 工事完成後は、竣工図を作成し CAD データで提出すること。
- (14) 地域行事等については事前に把握し、地域住民等と協議し特に支障のある場合は工事を行わないなどの措置をとること。(地域行事や近隣学校施設等の行事など)
- (15) 工事用通路や仮囲いは、図面に示したとおりとするが、再度監督職員と打合わせを行うこと。(必要な場合はロープ等により安全対策を行うなど対策を行うこと。)
- (16) ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別途「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。
- (17) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
- (18) 特定建設資材の分別解体・再資源化等については、建設リサイクル法第 9 条に該当しない建設工事においても、再資源化するものとする。
- (19) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書については、着手前に全ての工事において提出すること。また、工事完了後その実施書についても提出すること。この場合、建設副産物情報交換システム (COBRIS) の利用を推奨する。
- (20) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の提出
本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録 (E 票の写し及び産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 総括表 (別添様式 1)) を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E 票が処分業者より返送されていない場合は、A 票、B2 票及び D 票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E 票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。
- (21) 産業廃棄物管理型最終処分場へ搬出する廃棄物が発生した場合は、「エコパークかごしま」を積極的に活用すること。
- (22) 特記仕様書「13 電子納品」による、電子納品ガイドラインとは、「阿久根市電子納品ガイドライン (令和 4 年 1 月)」とする。

【安全対策について】

- (23) 工事による危害防止等には十分な安全計画を立てること。(第三者への安全計画・対策を含む。)
- (24) 工事期間中の騒音安全等には十分配慮して施工し、周囲の工作物等を破損した場合は、速やかに原形に復すると共に、第三者等に対する苦情処理も的確に行うこと。
- (25) 地域住民等及び第三者の安全に特に注意する必要があるため、各施工業者と協力して安全協議会等を設置し、必要に応じて誘導員を配置するなど安全対策に努めること。
- (26) 本工事区域の前面道路等周辺は、多くの近隣学校の生徒、一般歩行者が通行していることを工事関係車両運転者その他工事関係者全員に周知させ、安全確保に細心の注意を払うとともに、工事車両は近隣住宅付近、道路上に駐車、待機を行わないこと。また、場内待機の車両は、作業段取りをする車両を除き、アイドリングストップを心がけること。
- (27) 現場作業及び資材搬入のある日は、必要に応じて交通誘導員等を配置し、安全対策を徹底すること。

- (28) 工事関係車両の工事区域への出入りは、渋滞防止と安全性の面から原則、左折のみとするが、時間帯等を考慮し交通誘導員の指示により出入りすることとする。
- (29) 本工事において、受注者は法定外保険の労災保険に付さなければならない。工事請負契約書第 54 条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示し、法定外の労災保険への付保の状況の確認を受けること。
- (30) 本工事の共通費において、現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費が含まれている。作業床・手すり等の設置が困難な場合には、労働者の危険を防止する手段として、墜落制止用器具の使用を講じること。
- (31) 使用材料については、図面上の仕様と同等以上とし、施工前に必要な試験等を行い、施工計画書は監督職員の承諾を受けること。
- (32) 工事中に発生する残土については、適切に処分すること。